

令和 8 年度

委 託

~~設 計 書~~
仕 様 書

- 1 委 託 名 クラッセ川越空調設備保守点検業務委託
- 2 施 行 場 所 川越市菅原町 2 3 番地 1 0
- 3 積 算 原 価 (月額) 円
- 4 予 定 支 出 額 (月額) 円
- 5 委 託 概 要 ・ 理 由

委 託 概 要	クラッセ川越の空調設備等の保守点検並びに異常発生時の緊急出動と対処を委託するものである。 契約期間：令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで（1 年・1 2 箇月） （地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）
委 託 理 由	クラッセ川越の空調設備等の正常かつ効果的な運転をすることで、施設利用者の快適な利用環境を確保するため。

設計内訳書							
名 称	規 格	数量	単位	単価	金額	備 考	
GHP 屋外機(通常点検)		2	回			14系統	
GHP 屋外機(定期点検)		1	回			14系統	
GHP 室内機(通常点検)		2	回			75台（うち加湿器付62台）【14系統】	
GHP 室内機(定期点検)		1	回			75台（うち加湿器付62台）【14系統】	
全熱交換器		1	回			30台	
緊急時の対応		1	式				
異常・故障発見時の対応		1	式				
諸経費		1	式				
合 計						・・・A	
月 額						= A／12箇月	

クラッセ川越空調設備保守点検業務委託仕様書

1 目 的

本業務委託は、クラッセ川越（川越駅東口図書館ほか4施設）のガスヒートポンプエアコン及び全熱交換器の機能を常に最良かつ安全な状態を保つことを目的とする。

2 委託対象施設

- (1) 名称 クラッセ川越（川越駅東口図書館ほか4施設）
- (2) 場所 川越市菅原町23番地10

3 委託期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで（1年・12箇月間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 支払方法

2回払い

支払月 令和9年 4月（令和8年10月～令和9年3月分）
令和9年10月（令和9年 4月～令和9年9月分）

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載する。

6 受注者の資格

受注者は、当該業務を実施するにあたり、第一種冷媒フロン類取扱技術者の資格を持つ者等、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造及び運転方法について十分な知見を有する者（環境省・経済産業省発行の「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き 第3版（令和3年4月）」による）を配置しなければならない。

7 提出書類

受注者は、業務着手以前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書

(3) その他発注者指定のもの

8 再委託の申請

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

9 作業内容

- (1) 通常点検
- (2) フロン排出抑制法に基づく定期点検
- (3) 緊急時の対応
- (4) 異常・故障を発見した場合の対応

10 対象機器・台数（詳細は別表「設備一覧」を参照）

【室外機】 計 14 台

【室内機】 計 75 台 （加湿器付き 62 台）

【全熱交換器】 計 30 台

11 報告書の提出

受注者は、各種業務の結果について、所定の報告書を速やかに提出すること。

12 特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額または、削減があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。また、本業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨記載する。

13 その他の事項

- (1) 路上喫煙禁止区域内での路上喫煙はしないこと。また、路上喫煙禁止区域外の場所についても、路上喫煙しないように努めること。なお、クラッセ川越及び専用駐輪場は禁煙となっている。

- (2) 受注者は、業務を遂行するにあたり、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (3) 受注者は、業務を遂行するにあたり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷した場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (4) 受注者は、委託業務の実施にあたり、発注者と十分な打ち合わせを行うものとする。
- (5) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項については、発注者と協議のうえ、誠意をもって行うものとする。
- (6) 受注者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（第5条）」に基づき、本委託業務の実施に際して、可能な限り障害者が就労する場の提供に努めること。ただし、業務の仕様上、障害者の雇用が困難な場合はこの限りではない。
- (7) クラッセ川越（川越駅東口図書館ほか4施設）の休館日は次のとおりである。

火曜日（祝日と重なるときを除く）

年末年始（12／29～1／3）

その他

クラッセ川越空調設備保守点検業務特記仕様書

本仕様書は、クラッセ川越（川越駅東口図書館ほか4施設）のガスヒートポンプ
エアコン保守点検業務についての特記事項を定めたものである。

1 通常点検（毎年点検）＋調整・清掃

(1) 点検時期

ア 室外機

令和8年10月から令和9年9月までの間に2回
(暖房期前1回、暖房期後1回) 合計2回実施すること
原則、暖房期前は10月下旬、暖房期後は4月下旬とする。

イ 室内機

令和8年10月から令和9年9月までの間に2回
(暖房期前1回、暖房期後1回) 合計2回実施すること
原則、暖房期前は10月下旬、暖房期後は4月下旬とする。

ウ 全熱交換器

令和8年10月から令和9年9月までの間に1回
ア及びイの点検と合わせて実施すること

(2) 点検内容

ア 屋外機

- (ア) エンジンオイルの点検・補充
- (イ) オイルフィルターの点検・調整・清掃
- (ウ) 冷却水（量・濃度）の点検・補充
- (エ) エアーエレメントの点検・調整・清掃
- (オ) ブローバイフィルターの点検・調整・清掃
- (カ) 点火プラグの点検・調整・清掃

- (キ) ドレンフィルター充填石の点検・調整・清掃
- (ク) 駆動用ベルトの点検・調整・清掃
- (ケ) オイルホースの点検・調整・清掃
- (コ) 燃料ガスホースの点検・調整・清掃
- (カ) 排気ガスホースの点検・調整・清掃
- (シ) 高圧コードの点検・調整・清掃
- (ス) 吸気ホースの点検
- (セ) 冷却水ホースの点検
- (ソ) 排気ドレンホースの点検・調整・清掃
- (タ) バルブクリアランスの点検・調整
- (チ) バルブかみ込み防止の点検・調整
- (ツ) オイル漏れの点検
- (テ) 冷却水漏れの点検
- (ト) ラジエターキャップの点検・調整
- (ナ) 冷媒漏れの点検
- (ニ) コンプレッサー油漏れの点検
- (ヌ) かかり具合の点検・調整
- (ネ) 騒音、振動の点検・調整
- (ノ) 外観点検（錆、がたつき）

イ 屋内機

- (ハ) 外観点検
- (ヒ) 運転点検
- (フ) 冷媒漏れの点検
- (ヘ) ドレン系統点検
- (ホ) 電気系統点検
- (マ) 機能点検・調整
- (ミ) 加湿エレメント、バルブ類、加湿器用ストレーナー等の点検・清掃

- (ム) 加湿器用バルブの開閉（暖房期前点検時：開、暖房期後点検時：閉）
- (メ) 加湿器内水抜き（冷房前点検時）
- (モ) フィルター等各部清掃
- (ヤ) その他必要な作業

ウ 全熱交換器

- (ユ) 外観点検
- (ヨ) 電気系統点検
- (ウ) グリル・パイプフードの点検
- (リ) 送風機の作動、異音、風量切替の点検
- (ル) エレメントの点検・清掃
- (レ) フィルター等各部清掃
- (ロ) その他必要な作業

2 フロン排出抑制法に基づく定期点検

(1) 実施対象

【室外機】

AWYGP224E5ZD	1 台
AWYGP280E5ZD	1 台
AWYGP355E5ZD	2 台
AWYGP450G1ZD	6 台
AWYGP560G1ZD	3 台
AWYGP710G2ZD	1 台

また、上記の室外機に対応する室内機

(2) 点検時期

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日までの間に 1 回

3 緊急時の対応

発注者から故障等発生連絡を受けた場合、速やかに現場へ急行し、適切な処置を行うものとする。

4 異常・故障を発見した場合の対応

受注者は、機器類に支障が生じないように迅速な措置を施すとともに、直ちに発注者へ報告しその指示を受けるものとする。機器の復旧に部品の交換等別途費用が掛かる場合は、速やかに見積書を提出すること。

5 服装について

受注者は、当業務にふさわしい服装を着用し、名札をつけるものとする。

6 経費の負担区分

(1) 発注者が負担する経費

ア 業務に必要な光熱費及び水道料

イ ガスヒートポンプエアコン本体等の修繕に係る費用等

(2) 受注者が負担する経費

ア 業務に必要な工具等

イ 補充に必要なオイル等

ウ ガスヒートポンプエアコン本体等の軽微な修繕及び点検費用

7 その他の業務内容

(1) 当業務の遂行にあたっては、来館者及び職員等の妨げとならぬよう、十分に注意すること。

(2) この業務に関連する関係官公庁との連絡、報告及び届け出並びに発注者が必要とする資料等を作成するものとする。

別表「設備一覧」

【室外機】

AWYGP224E5ZD	1 台
AWYGP280E5ZD	1 台
AWYGP355E5ZD	2 台
AWYGP450G1ZD	6 台
AWYGP560G1ZD	3 台
AWYGP710G2ZD	1 台
計	14 台

【室内機】

AXFP36MM	1 台	(加湿器付き	1 台)
AXFP45MM	17 台	(加湿器付き	12 台)
AXFP56MM	22 台	(加湿器付き	22 台)
AXMP56CB	5 台	(加湿器付き	2 台)
AXFP71MM	11 台	(加湿器付き	11 台)
AXMP71CB	3 台		
AXFP90MM	3 台	(加湿器付き	2 台)
AXFP112MM	5 台	(加湿器付き	4 台)
AXMP112CB	5 台	(加湿器付き	5 台)
AXWP280MC	3 台	(加湿器付き	3 台)
計	75 台	(加湿器付き	62 台)

【全熱交換器】

LGH-25CX3	5 台
LGH-35CX3	2 台
LGH-35RX3	5 台
LGH-50CX3	2 台
LGH-80RX3	12 台
LGH-N80RXV	2 台
LGH-200RS3	2 台
計	30 台